

令和 6 年 6 月 3 日

議 案 参 考 資 料

6 月 定 例 会 議

常 総 市



◎議案第 1 号 常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、昨年 6 月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

法改正の趣旨といたしましては、情報提供ネットワークシステムを使用することにより特定個人情報の照会及び提供が可能な事務について、これまで法律で定められておりましたが、これを省令で定めることとすることにより、機関間の情報連携がより速やかに行われることを期待するものです。

法の委任を受けて条例で独自利用事務及び情報連携が可能な事務を規定しておりますが、法の規定を引用している部分について、用語の整合を図る改正を行います。

○常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 14 日

条例第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 1 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、法第 3 条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う 法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務 特定個人番号利用事務 とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法第 19 条第 8 号の規定により、情報

提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。  
(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務特定個人番号利用事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報当該利用特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 中略

#### 附 則 (令和3年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和6年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本案は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し、その構成団体として協議を行うことについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項及び同法第 291 条の 11 の規定により、当該協議は議会の議決を経る必要があるとされていることから、議決を求めるものです。

変更の内容といたしましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、改正法の施行日である令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴う規定の整理、正副連合長の議員兼職禁止規定の削除、その他関係市町村の共通経費負担金の算出の際に用いる高齢者人口などの算定基準日の変更などに関する改正を行うものです。

○茨城県後期高齢者医療広域連合規約

平成 19 年 1 月 23 日  
市町村指令第 23 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 広域連合の議会（第 7 条—第 10 条）
- 第 3 章 広域連合の執行機関（第 11 条—第 17 条）
- 第 4 章 広域連合の経費（第 18 条）
- 第 5 章 協議組織（第 19 条）
- 第 6 章 雑則（第 20 条）

付則

第 1 章 総則

（広域連合の名称）

第 1 条 この広域連合は、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第 2 条 広域連合は、茨城県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第 3 条 広域連合の区域は、茨城県の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、別表第 1 に掲げる事務については、関係市町村において行うものとする。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域計画の項目）

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記

載するものとする。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第 6 条 広域連合の事務所は、水戸市に置く。

第 7 条—第 1 0 条 略

第 3 章 広域連合の執行機関

(執行機関の組織)

第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。

2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。

~~3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。~~

第 1 2 条—第 1 7 条 略

第 4 章 広域連合の経費

(経費の支弁の方法)

第 1 8 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び県の支出金

(4) その他

2 前項第 1 号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第 2 に定めるところにより、広域連合の予算において定めるものとする。

第 1 9 条 略

第 6 章 雑則

(その他)

第 2 0 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 1 9 年 1 月 2 4 日から施行する。ただし、第 1 4 条の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間は、第 4 条に規定する事務の準備行為を行う

ものとする。

- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、茨城県市町村会館において行うものとする。

中略

付 則（平成 24 年茨城県知事届出）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年市町村指令第 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第 2 備考の規定は、令和 7 年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び資格証明書資格確認書等の引渡し
- 3 被保険者証及び資格証明書資格確認書等の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第 2（第 18 条関係）

区 分	負 担 割 合 等
1 共通経費	均等割 10%
	人口割 45%
	高齢者人口割 45%
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
3 保険料その他の納付金	市町村が徴収した保険料等の実額及び

(高齢者医療確保法第 105 条に 定める市町村が納付すべき額)	低所得者等の保険料軽減額相当額
-------------------------------------	-----------------

備 考

- 1 人口割の算定は、前年度の~~3月31日~~1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 2 高齢者人口割の算定は、前年度の~~3月31日~~1月1日現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。

◎議案第 3 号 常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、令和 5 年 1 2 月 2 6 日に公布された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 8 6 号）において、市が条例で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める際の参酌すべき基準を定めている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）」が改正されたことに伴い、所用の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするほか、保護者等への説明等のうち、書面等に代えて電磁的方法を使用することができる場合に関する規定中の用語を改めるもので、いずれも内閣府令の改正と同様の内容となっているものです。

○常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 17 日

条例第 17 号

目次 略

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第 2 条—第 22 条 略

~~—(揭示)— (揭示等)~~

第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を ~~揭示しなければ~~ 揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第 24 条—第 49 条 略

(準用)

第 50 条 第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中

「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

#### 第 51 条—第 52 条 略

#### 第 4 章 雑則

##### (電磁的記録等)

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する

方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) ~~磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物~~電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中

「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

2—5 略

中略

附 則 (令和 5 年条例第 2 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して 1 年を経過する日までの間におけるこの条例による改正後の常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 2 3 条 (同条例第 5 0 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同条例第 2 3 条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

◎議案第 4 号 常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、「こども未来戦略」（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）において、市が条例で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、条例の規定中の小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所について、満 4 歳以上児の職員配置基準をおおむね 3 0 人につき 1 人からおおむね 2 5 人につき 1 人へ、満 3 歳児の職員配置基準をおおむね 2 0 人につき 1 人からおおむね 1 5 人につき 1 人へ改めるもので、いずれも厚生労働省令の改正と同様の内容となっているものです。

○常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月17日

条例第18号

目次 略

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条—第28条 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね~~20人~~15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね~~30人~~25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。

第30条 略

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければなら

ない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね~~20人~~15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね~~30人~~25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。

#### 第32条—第43条 略

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1箇所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね~~20人~~15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね~~30人~~25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。

#### 第45条—第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 4 7 条 事業所内保育事業（利用定員が 1 9 人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 1 6 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね ~~2 0 人~~ 1 5 人 につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね ~~3 0 人~~ 2 5 人 につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうちの 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

2—1 0 略

中略

附 則（令和 5 年条例第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

本案は、議会の議決を経るべき財産の取得について、市長の専決処分により対応させていただいたもので、地方自治法の定めるところにより、これを報告するとともに、その承認を求めるものです。

今回、専決処分にて取得した財産は、小学校教師用指導書及び教科書で、これらは令和6年3月定例会議において議決をいただいた令和5年度一般会計補正予算（第8号）を基に、総額5千百17万6百86円で購入したものです。

地方自治法第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格2千万円以上の動産の買入れは議会の議決事件とされておりますが、この財産の取得に係る議決をいただくため、令和5年度末までの間で随時会議を開催していただくための時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に規定する市長の専決処分により処置いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、その承認を求めるものとなります。

契約に係る説明資料

- 1 物件名 小学校教師用指導書及び教科書
- 2 取得目的 小学校教科書の改訂に伴い令和6年度において使用する教師用の指導書（デジタル教科書を含む。）及び教科書の取得
- 3 取得の相手方 (1) 茨城県常総市水海道宝町3385番地  
有限会社明文堂書店  
代表取締役 飯塚 智子  
(2) 茨城県坂東市岩井4638番地  
榊善本店 中村 敏弘
- 4 数量 (1) 指導書 1, 124セット  
教科書 1, 102冊  
(2) 指導書 92セット  
教科書 64冊
- 5 購入金額 (1) 47,255,196円  
(2) 3,915,490円
- 6 納入期限 令和6年3月31日
- 7 納入場所 (1) 常総市立水海道小学校, 大生小学校, 五箇小学校, 三妻小学校, 菅原小学校, 豊岡小学校, 絹西小学校, 菅生小学校, 岡田小学校, 玉小学校, 石下小学校及び豊田小学校  
(2) 常総市立飯沼小学校
- 8 取得の方法 随意契約
- 9 随意契約理由 教科書供給の仕組みとして, 教科書発行者から取次供給所を経由して学校へ供給されることから, 取次供給所である相手方と随意契約を締結する。

◎議案第6号 常総市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

本案は、都市計画審議会委員定数について、15人と定めておりましたが、審議会の円滑な運営を図るため、これを15人以内に改めることとするほか、委員の再任について明文化する改正を行います。

また、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第6条の規定により、都市計画審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理するために常務委員会を置くことができることとされており、市の生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更については、当該委員会により決定することで足りる旨の通知がなされていることから、軽易な案件について迅速な調査審議を可能とするため、常務委員会に関する事項を定めることとするほか所要の改正を行うものです。

○常総市都市計画審議会条例

平成12年3月27日

条例第18号

(設置)

第1条 ~~都市計画に関する重要事項を審議するため~~都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、常総市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員~~15人~~15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関~~及び又は~~県の職員~~並びに~~市民

(4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する

委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長が指名した委員をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(委任)

~~第7条~~ 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第122号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後平成18年6月30日までの間に、この条例による改正後の水海道市都市計画審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により新たに任命される委員の任期は、改正後の条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (令和6年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 7 号 常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

本案は、市営住宅の入居者の資格に関する規定において引用する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、 「東日本大震災復興特別区域法」及び「福島復興再生特別措置法」が改正されたことに伴い、条例中の用語の整合を図る等所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、同法で規定する「接近禁止命令」及び「退去等命令」について、改正前は「第 10 条第 1 項」を根拠としておりましたが、改正後は「第 10 条第 1 項」及び「第 10 条の 2」に根拠条項が分かれることとなったことから、条例中で当該条項を引用する部分を改める改正を行うものです。

また、東日本大震災復興特別区域法が改正され、公営住宅の入居者の特例について定められていた第 20 条が削除されたことから、条例中で当該条項を引用している部分を削ることとするほか、福島復興再生特別措置法が改正され、同法で規定する公営住宅の入居者の特例の対象範囲が広げられ、「特定帰還者」と「居住制限者」に区分されたことから、条例中で当該条項を引用する部分を改める改正を行うものです。

○常総市営住宅管理条例

平成9年12月24日

条例第16号

水海道市営住宅管理条例（昭和37年水海道市条例第4号）の全部を改正する。

目次 略

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条—第4条 略

（入居者の資格）

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営むものであること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第11条第1項及び第51条第1号において同じ。）があること。
- (3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
  - ア 入居者の特に居住の安定を図る必要があるものとして第3項で定める場合 214,000円
  - イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）
  - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 県税及び市町村税並びに市の使用料、負担金等を滞納していない者であること。

- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。
- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの
- ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する~~被害者又は同法被害者又は配偶者暴力防止等法~~第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、ア又はイのいずれかに該当するもの
- ア ~~配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律~~配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号~~若しくは同法~~（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する~~同法第3条第3項第3号~~場合を含む。）の規定による一時保護~~又は同法~~又は配偶者暴力防止等法第5条~~若しくは同法~~（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する~~同法第5条~~の場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ ~~配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律~~配偶者暴力防止等法第10条第1項~~又は同法~~又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する~~同法第10条第1項~~場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 第1項第3号アに掲げる場合は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度である場合
- ア 身体障害 前項第2号アに規定する程度
- イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (2) 前項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合
- (3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (4) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者があ

る場合

(5) 入居者の年齢が、同居者（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。）に限る。）の年齢と合計して規則で定める年齢を超えない場合

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定する職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

5 第2項に規定する者（以下「単身者」という。）の入居を認める市営住宅の規格は、居室数が2室以下又はその住戸面積が65平方メートル以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規格の住宅とすることができる。

（入居者資格の特例）

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする者で、当該明渡しに伴い次条第1項の規定により市営住宅に入居の申込みをしたものは、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件（単身者にあつては、同項第2号に掲げる条件を除く。）を具備するほか、当該災害発生の日から起算して3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条、~~東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条~~及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）~~第30条~~第28条又は第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第7条—第72条 略

（委任）

第73条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例（以下「新条例」という。）は、平成10年4月1日（以下「施行

日」という。)から施行する。

2—6 略

中略

附 則 (令和2年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の常総市営住宅管理条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に連帯保証人となる者について適用し、施行日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。

3 施行日前に到来した支払期に係る改正前の常総市営住宅管理条例第41条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 8 号 常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について

本案は、国土交通省で定める標準下水道条例が改正されたことを受け、常総市公共下水道条例中の排水設備指定工事店の指定基準を見直す等所要の改正を行うものです。

改正の主な内容といたしましては、国が常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しを行っていることを受け、標準下水道条例において、営業所ごとに専属する者とされていた排水設備工事責任技術者が、営業所ごとに選任する者に見直されたことに伴い、市条例においても、指定工事店の営業所ごとに専属する者としている排水設備主任技術者を、営業所ごとに選任する者に見直すこととし、県内の他の営業所との兼務を可能とする等の改正を行うものです。

また、下水道法において、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が新設されたことを受け、標準下水道条例が改正されたことから、これに合わせ市条例においても雨水貯留浸透施設の設置に関する規定を加える改正を行うものです。

○常総市公共下水道条例

平成 14 年 3 月 27 日

条例第 10 号

水海道市公共下水道条例（平成 10 年水海道市条例第 23 号）の全部を改正する。

目次 略

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市の設置する公共下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条—第 4 条 略

（排水設備等の計画の確認）

第 5 条 排水設備又は法第 24 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより市長に申請し、その確認を受けなければならない。ただし、法第 25 条の 10 第 1 項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定により確認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更については、あらかじめ、その旨を届け出ることをもって足りる。

3 市長は、前 2 項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者に対しては、その工事の中止を命じ、かつ、前 2 項の確認を受けさせるものとする。

第 3 章 排水設備等の工事の事業に係る指定

（排水設備指定工事店の指定）

第 6 条 排水設備等の新設等の工事~~（規則で定める軽微な工事を除く。）~~は、は、次の各号に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 法第 25 条の 17 又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 18 条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の

設置の工事

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(指定の申請)

第7条 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うものとする。

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び住所並びに第9条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属する選任することとなる排水設備主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては、定款又は及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し

(3) 専属する選任することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証（茨城県下水道協会長が交付したものをいう。）の写し

(4) 次条第1項第2号で定める設備及び機械器具を有することを証する書類

(5) 納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準)

第8条 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

- (1) 営業所ごとに、~~次条第1項~~次条第2項の規定により主任技術者として登録を受けた者が~~1名以上専属している者である~~を選任していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有する者であること。
- (3) 茨城県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - ウ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとるものとする。

(~~排水設備主任技術者~~主任技術者)

第9条 指定工事店は、営業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を~~専属させなければ~~選任しなければならない。ただし、茨城県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 前項に規定する主任技術者は、茨城県下水道協会長が実施する排水設備主任技術者資格認定試験に合格し、茨城県下水道協会が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者で、市長が認めた者とする。

3 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 第14条第1項に規定する検査の立会い

4 市長は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6箇月を超えない範囲において、~~指定工事店に専属する~~営業所において選任する主任技術者として認めないことができる。

- (1) 公共下水道に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為がある等市長が主任技術者として不適当と認め  
たとき。

5 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行  
う指導に従わなければならない。

第 10 条—第 16 条 略

(除害施設の設置等)

第 17 条 法第 12 条の 11 第 1 項の規定により、次の表に定める基準に適合し  
ない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項  
の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を  
継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措  
置をしなければならない。

項目		基準数値
(1) 令第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質（た だし、当該汚水を処理する除害施設がダイオ キシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年 政令第 433 号）別表第 2 各号に該当しない 場合は同項第 3 号を除く。）		それぞれ同項各号に定め る数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合におい ては、同項に規定する基準 に係る数値とする。
(2) 温度		45 度未満
(3) 水素イオン濃度		水素指数 5 を超え 9 未満
(4) 生物化学的酸素要求量		1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
(5) 浮遊物質		1 リットルにつき 600 ミ リグラム未満
(6) ノルマルヘ キサン抽出物 質含有量	(ア) 鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグ ラム以下
	(イ) 動植物油脂類	1 リットルにつき 30 ミリ グラム以下
(7) アンモニア 性窒素、亜硝 酸性窒素及び 硝酸性窒素含 有量	大生郷処理区域	1 リットルにつき 147 ミ リグラム未満
	上記以外の処理区域	1 リットルにつき 380 ミ リグラム未満

<p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成 17 年茨城県条例第 11 号）により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 4 号第 6 条第 5 号に規定する流域関連公共下水道である場合は、当該公共下水道が接続する流域下水道）から放流水に関する排出基準が定められるもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数大腸菌数を除く。）</p>	<p>当該基準に係る数値</p>
--	------------------

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者に対する前項の規定の適用については、同項の表第 2 号中「45 度未満」とあるのは「40 度未満」と、同表第 3 号中「5 を超え 9 未満」とあるのは「5.7 を超え 8.7 未満」と、同表第 4 号及び第 5 号中「600 ミリグラム未満」とあるのは「300 ミリグラム未満」とする。

3 前 2 項の規定は、1 日当たりの平均的な排出下水量が 30 立方メートル未満である者には適用しない。

第 18 条—第 30 条 略

（許可を要しない軽微な変更）

第 31 条 法第 24 条第 1 項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けたものを受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

第 32 条—第 40 条 略

第 41 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2—7 略

中略

附 則（令和 2 年条例第 8 号）

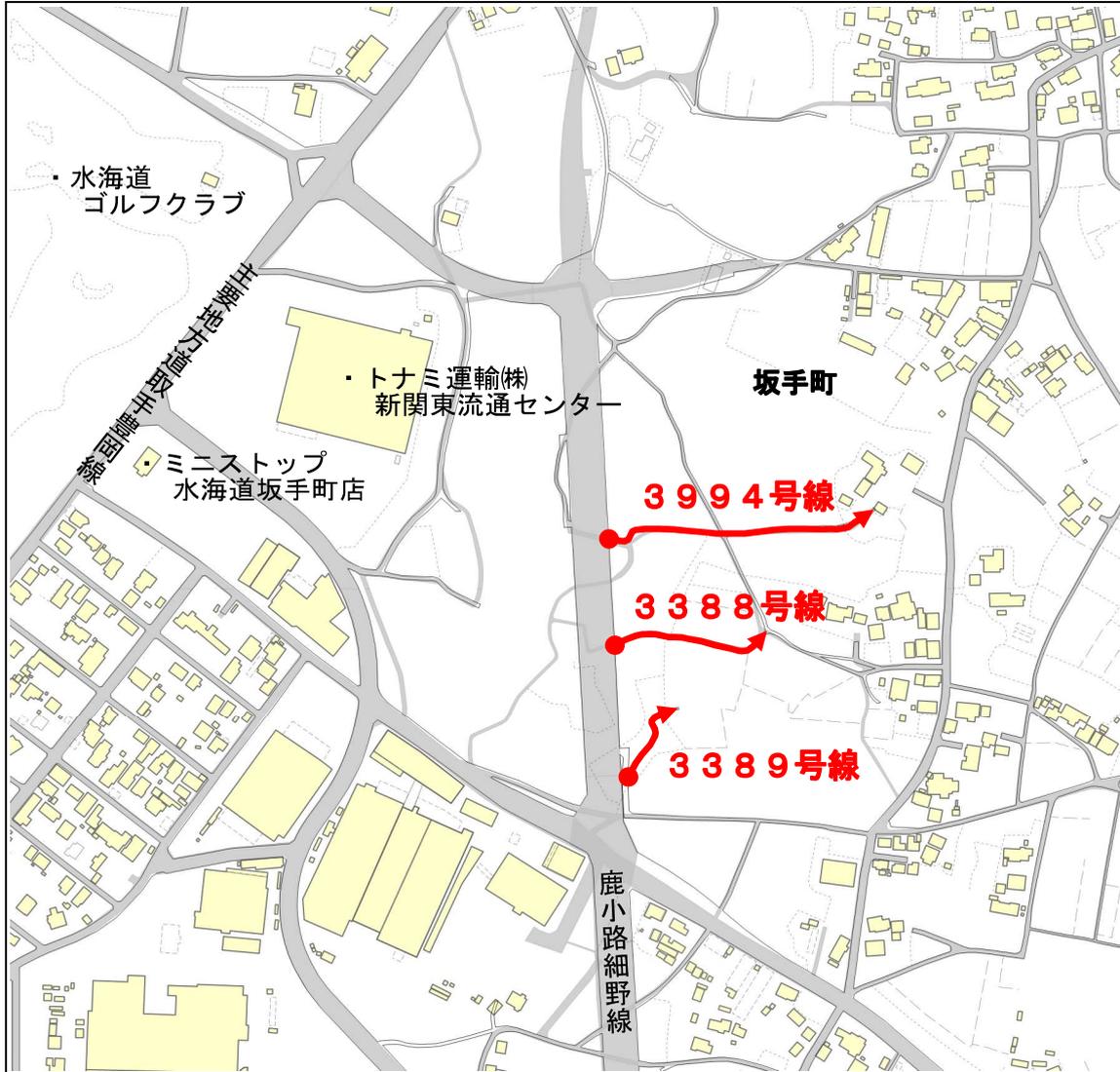
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の表の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略

- ◎議案第9号 市道の路線の廃止について（3388号線）
- ◎議案第10号 市道の路線の廃止について（3389号線）
- ◎議案第11号 市道の路線の廃止について（3994号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3388	坂手町5915-1	坂手町5938	114.40	2.00	1.80
3389	坂手町5898-1	坂手町5909	68.68	1.80	1.80
3994	坂手町5931-1	坂手町5953-2	197.20	2.80	1.50

◎議案第 1 2 号 市道の路線の廃止について（西 6 3 2 号線）

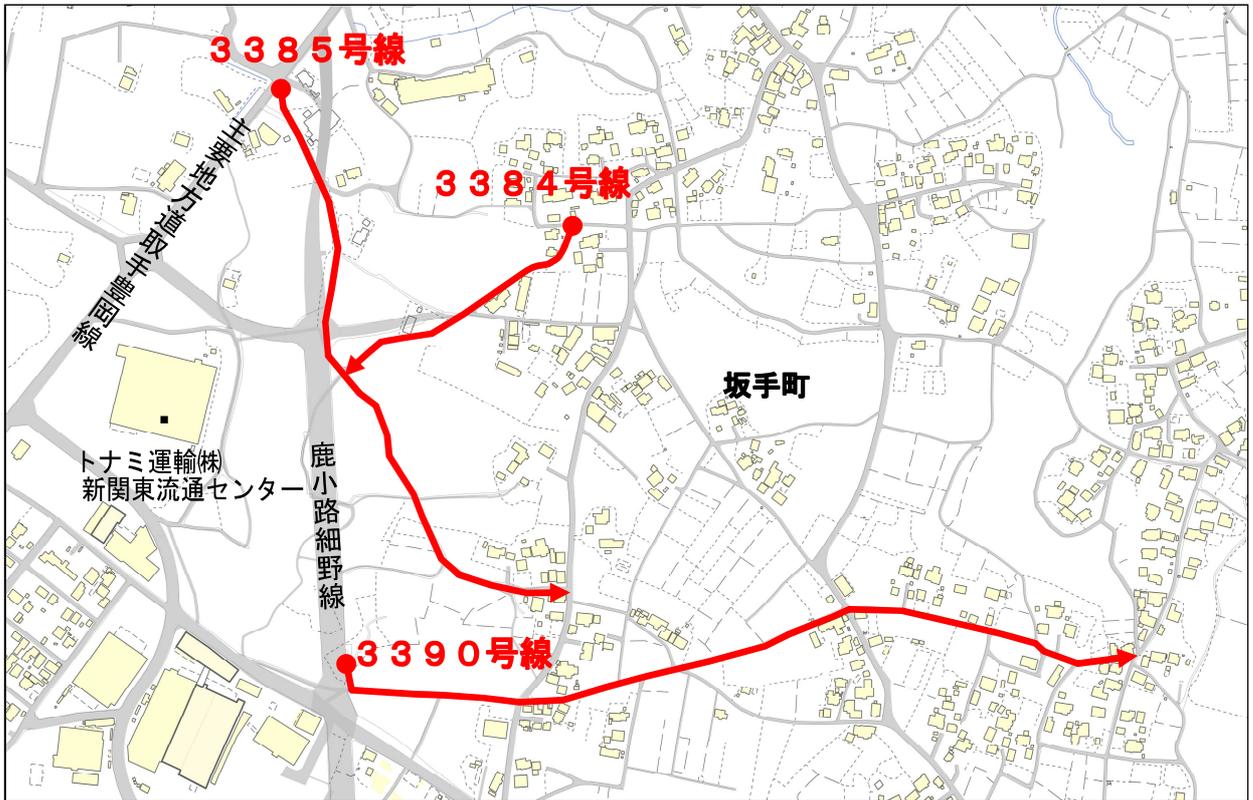


路線名	起点		終点
西 6 3 2	鴻野山 8 3 4 - 1		鴻野山 8 2 2
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	1 4 1 . 2 3 m	—	—

備考 幅員にあつては、当該路線が未供用のため表記しておりません。

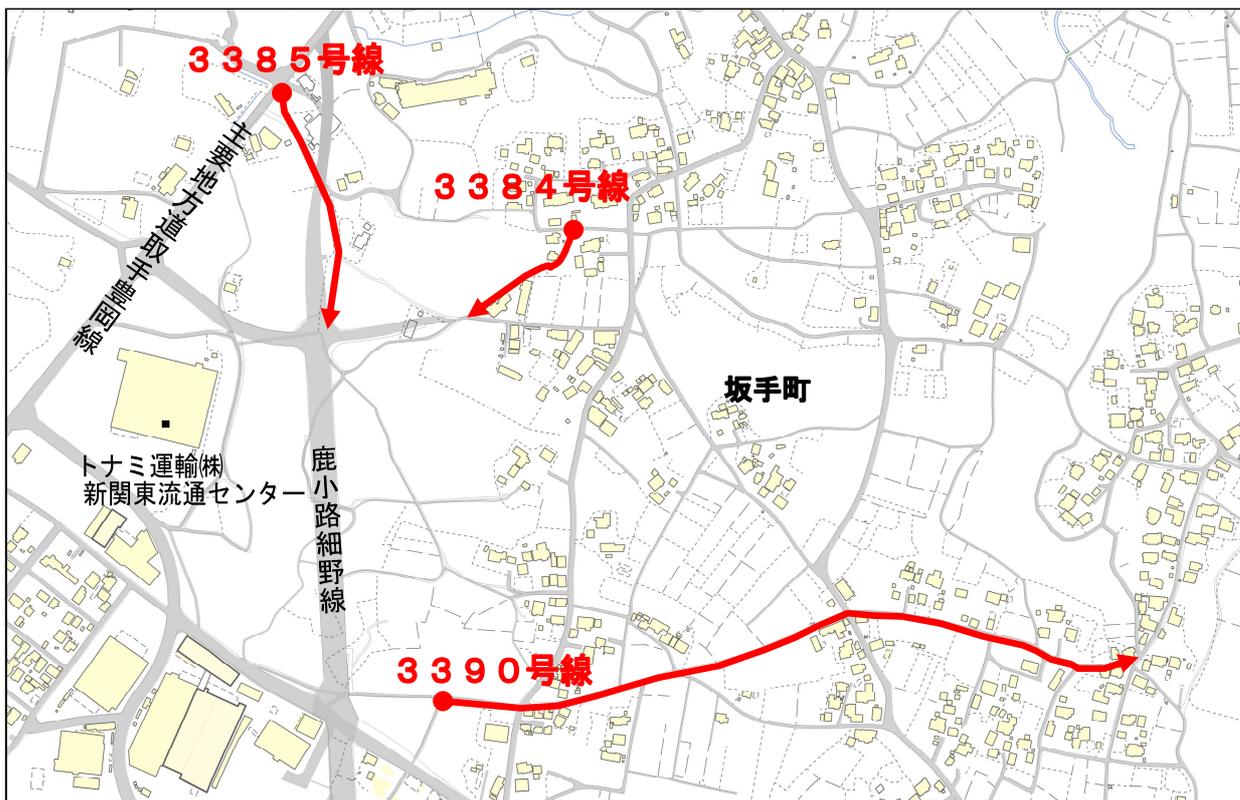
- ◎議案第13号 市道の路線の変更について（3384号線）
- ◎議案第14号 市道の路線の変更について（3385号線）
- ◎議案第15号 市道の路線の変更について（3390号線）

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3384	坂手町2822	坂手町5611-1	310.21	2.70	1.80
3385	坂手町2963-1	坂手町5955-3	673.93	5.10	1.80
3390	坂手町5897-1	坂手町1587-2	870.84	6.73	2.10

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3384	坂手町2822	坂手町2808-3	142.00	2.70	2.30
3385	坂手町2963-1	坂手町3003-1	232.00	5.10	1.80
3390	坂手町5882-1	坂手町1587-2	729.00	6.73	2.20

◎議案第16号 市道の路線の変更について（西66号線）

変更前



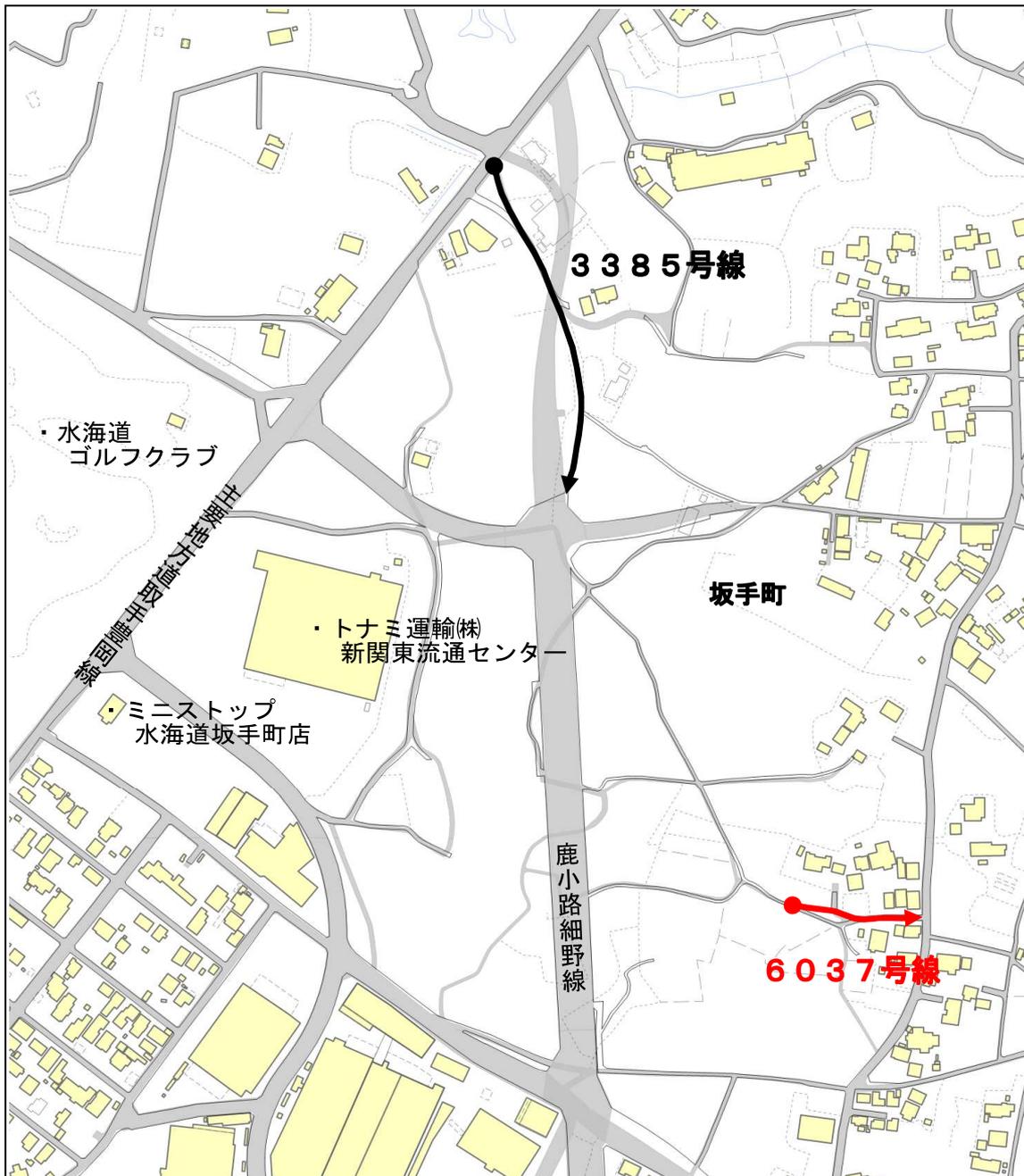
路線名	起点		終点	
西66	岡田490		岡田544	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	809.33m	13.50m	2.70m	

変更後



路線名	起点		終点	
西66	岡田490		岡田549-1	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	749.00m	13.50m	2.70m	

◎議案第17号 市道の路線の認定について（6037号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
6037	坂手町5957	坂手町5955-1	105.00	4.00	2.00